



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 2 月 20 日 (木曜日) 第 587 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

| 告 示 | 頁 | 公 告 |
|----------------------------------|---|---|
| ○指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (障がい福祉課) 1 | | ○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 1 |
| ○電線共同溝を整備すべき道路の指定…………… (道路保全課) 1 | | ○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見 (6件) …………… (“) 1 |

告 示

宮崎県告示第80号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 7 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 事業所番号 | 指定障害福祉サービス事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|--------------------|---------------|--------------------|-----------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4510200480 | 訪問介護事業所みらい | 都城市上川東四丁目 2 号 8 番地 | 合同会社みらい | 都城市上川東四丁目 2 号 8 番地 | 令和 7 年 2 月 28 日 | 重度訪問介護 |

宮崎県告示第81号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成 7 年法律第 39 号) 第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
|------|-------|--------|---|
| | | | |
| 16 | 県道 | 稲葉崎平原線 | 延岡市構口町二丁目 167 番地先から同市平原町二丁目 1437 番 1 地先まで |

公 告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグストアモリ宮崎大塚店・オートボックス宮崎大塚店

宮崎市大塚町池ノ内 1221 番 2 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

令和 6 年 11 月 11 日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 7 年 2 月 20 日から令和 7 年 3 月 21 日まで

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| | |
|--|--|
| <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ベアーズモール清武 宮崎市清武町正手 2 丁目32番地 他 6 筆</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 6 条第 1 項の規定による届出 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和 6 年 9 月 25 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和 7 年 2 月 20 日から令和 7 年 3 月 21 日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 令和 7 年 2 月 20 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フェニックスガーデンうきのじょう 宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 6 条第 1 項の規定による届出 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 令和 6 年 10 月 18 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和 7 年 2 月 20 日から令和 7 年 3 月 21 日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 令和 7 年 2 月 20 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス加納店 宮崎市清武町加納 4 丁目11番 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 6 条第 1 項の規定による届出 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p> | <p>令和 6 年 10 月 18 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和 7 年 2 月 20 日から令和 7 年 3 月 21 日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 令和 7 年 2 月 20 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西松屋宮崎吉村店 宮崎市吉村町長田甲 2354 番、2355 番、2356 番、2357 番、2358 番、2365 番 4、2367 番 1</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 6 条第 1 項の規定による届出 大規模小売店舗の所在地 大規模小売店舗を設置する者の住所 令和 6 年 10 月 18 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和 7 年 2 月 20 日から令和 7 年 3 月 21 日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 令和 7 年 2 月 20 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 宮崎ナナイロ 宮崎市橘通西 3 丁目10番 32 号 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 6 条第 1 項の規定による届出 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和 6 年 11 月 18 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所</p> |
|--|--|

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和7年2月20日から令和7年3月21日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー清武店

宮崎市清武町大字木原字尾ノ下50番地

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項及び大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

令和6年9月26日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和7年2月20日から令和7年3月21日まで

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|